

宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画

～安全で安心なまちを目指して～

平成17年11月

宇都宮市

目 次

はじめに	・・・	1
第 1 章	計画策定の趣旨	・・・ 2
第 2 章	計画推進における目標及び 計画の成果指標の設定	・・・ 3
第 3 章	現状の考察と防犯理論の検証	・・・ 4
第 4 章	計画の基本課題と施策	・・・ 13
第 5 章	計画の推進に当たって	・・・ 27

はじめに

近年、「空き巣」や「乗り物の盗難」、「ひったくり」など、市民の身近なところで発生する犯罪が増加傾向にあり、通学路等においても子供に危害が加えられる事件が発生するなど、多くの市民が犯罪被害に対して不安を抱いている状況にあります。また、犯罪増加の要因の一つとして地域社会の一体感、連帯意識の希薄化も指摘されています。

日常生活における安全や安心の確保は、市民にとって大きな関心事であるとともに、市民の期待も大きいことから、市民に最も身近な行政主体である市の果たすべき役割が大きくなっています。

このようなことから、市においても、積極的に犯罪の未然防止に取り組むこととしました。

市民が犯罪被害に遭うことなく、安全で安心して暮らせる地域社会を築くためには、市はもとより、市民や事業者も、自らの安全のみならず、地域社会の安全についても当事者意識を持ち、より良く連携し、一体となって取り組む必要があります。

このたび、市が取り組むべき具体的施策を明らかにし、犯罪に強いまちづくりの実現に向け、宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画を策定しました。

今後は、この計画を着実に進め、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、それぞれが連携を図りながら、市民一人ひとりが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいります。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

近年の都市化の進展に伴うライフスタイルの変化や、核家族化、少子化といった社会情勢の変化は、地域社会の一体感や連帯意識を希薄にし、地域の犯罪抑止機能の低下をもたらすといわれており、さらに、加えて規範意識の希薄化などが、犯罪増加の要因と考えられています。

犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市、市民、事業者、警察、その他関係団体がよりよく連携し、一体となって活動を展開することが求められています。

こうした基本認識のもと、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、安全で安心なまちづくりの基本理念や推進に関する基本的事項を定め、総合的に推進していくことを目的とした「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」を平成17年4月1日に施行しました。

この計画は、条例で示した基本的事項に基づき、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、条例の実効性を確かなものとするために策定したものです。

2 安全の範囲

安全で安心なまちづくりについては、条例において「犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること」と規定しています。

犯罪にも様々なものがありますが、この計画では、市民が不安を抱いている「空き巣、ひったくり等の身近な犯罪」や「児童・生徒など未成年者への犯罪」を中心として、抑止施策の推進や防犯意識の向上を図っていくこととします。

なお、防災や交通安全などについては、すでに独立した枠組みで施策が体系化されており、ここでいう「安全」の範囲には含みません。

3 計画期間

この計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

第2章 計画推進における目標及び計画の成果指標の設定

1 計画推進における目標

まちの安全は、市民が日常生活を送るうえでの基本となるものであることから、多くの市民が犯罪被害に遭う不安感を抱いて生活している現在においては、「安全で安心なまち」の実現とその恒久的な維持が求められているといえます。

「安全で安心なまち」とは、①地域内の犯罪の誘発要因が除去され、地域社会が犯罪の起きにくい、起こしにくい環境にあること、また、②市民が日常生活を送る上で犯罪被害などの不安感を抱くことなく、安心して日常生活が送れることであるといえます。

このようなことから、

『犯罪を未然に防止する環境を整備し、かつ市民の安心感の向上を図る』

ことを計画の目標とし、その達成を目指します。

2 計画の成果指標の設定

客観的に安全でも主観的に不安であれば、日常生活が消極的になり社会活力が衰退するので、不安解消に努めるべきであるといえ、逆に、主観的に安心でも客観的に危険であれば、被害発生が予想されるので、危険除去を図るべきであるといえます。

このことから、安全で安心なまちづくりを実現するため、この計画の策定期間における成果指標を次のように設定します。

成果指標	現状		目標
犯罪被害の不安感を抱く市民の割合	平成16年		平成21年
	89.5%		50%以下
人口千人当たりの刑法犯認知件数*	平成16年		平成21年
	26.4件		20件未満

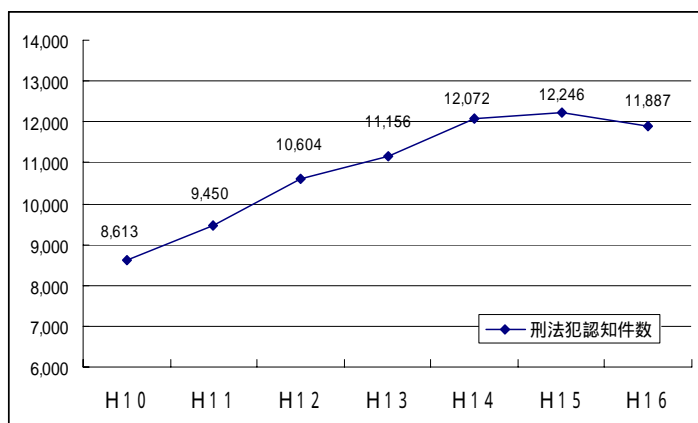
* 認知件数：警察において発生を認知した事件の数をいいます。

第3章 現状の考察と防犯理論の検証

1 犯罪発生状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

宇都宮市内における刑法犯認知件数は、平成11年から急増し、平成15年には過去最高の12,246件を記録しました。

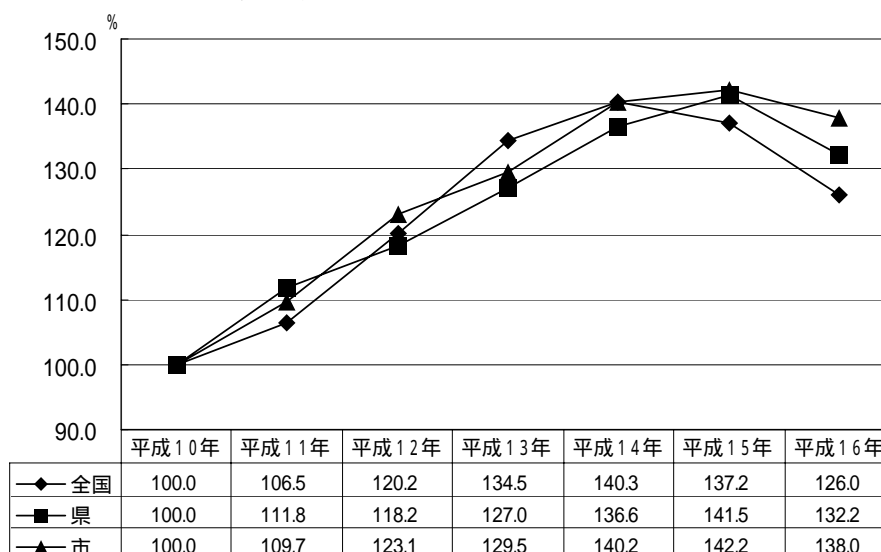


[資料提供 栃木県警察本部]

[参考]

ア 全国、栃木県及び宇都宮市における刑法犯認知件数の推移

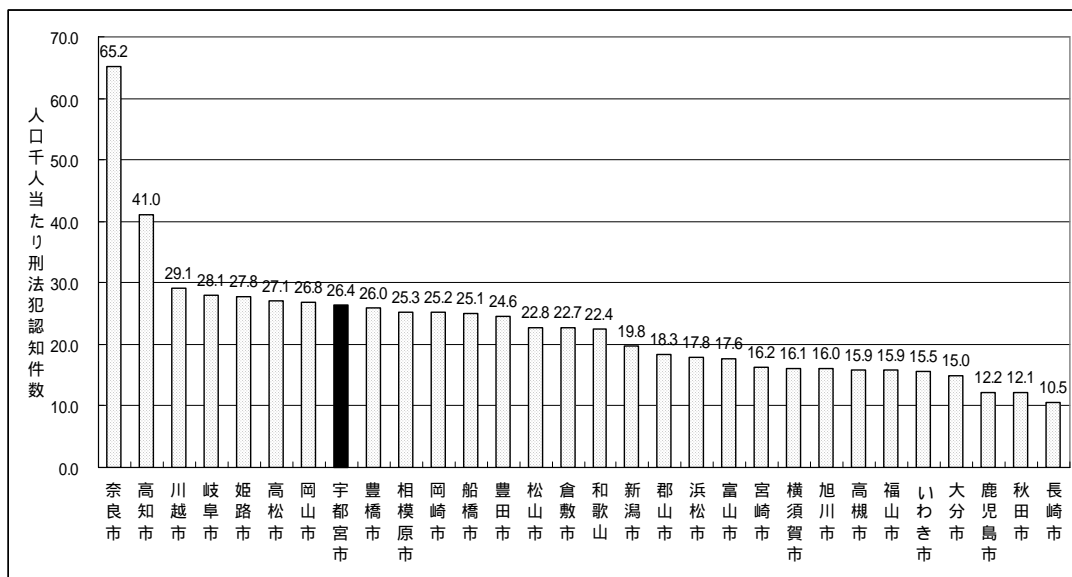
平成10年中の刑法犯認知件数を100として、全国、栃木県及び宇都宮市それぞれの推移を見ると、全国では平成14年が、栃木県と宇都宮市では平成15年がピークとなっており、犯罪の増加傾向に一定の歯止めがかかったものの、宇都宮市は未だ高い水準にあります。



[資料提供 栃木県警察本部]

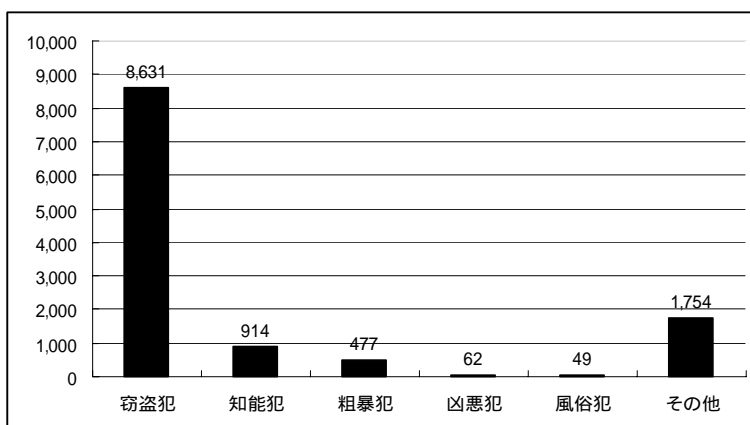
イ 平成16年中の中核市の人口千人当たりの刑法犯認知件数

中核市35市に照会し回答のあった30市で比較すると、宇都宮市はワースト8位となっています。



(2) 平成16年中の包括罪種別発生状況

宇都宮市内で発生した全刑法犯11,887件のうち、8,631件(72.6パーセント)が窃盗犯となっています。



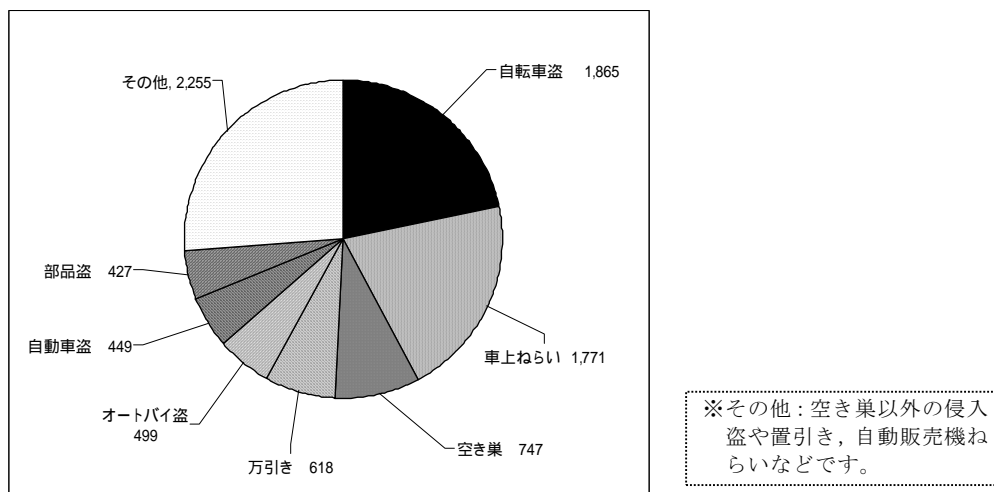
[資料提供 栃木県警察本部]

[犯罪類型]

包括罪種	罪 種
窃盗犯	侵入盗 乗物盗 非侵入盗
知能犯	詐欺 横領 偽造 汚職 背任
粗暴犯	暴行 傷害 脅迫 恐喝 凶器準備集合
凶悪犯	殺人 強盗 放火 強姦
風俗犯	賭博 わいせつ
その他	上記以外

(3) 平成16年中の窃盗犯の内訳

窃盗犯8,631件のうち自転車盗, 車上ねらい及び空き巣が4,383件と, 窃盗犯の50.8パーセントを占めています。

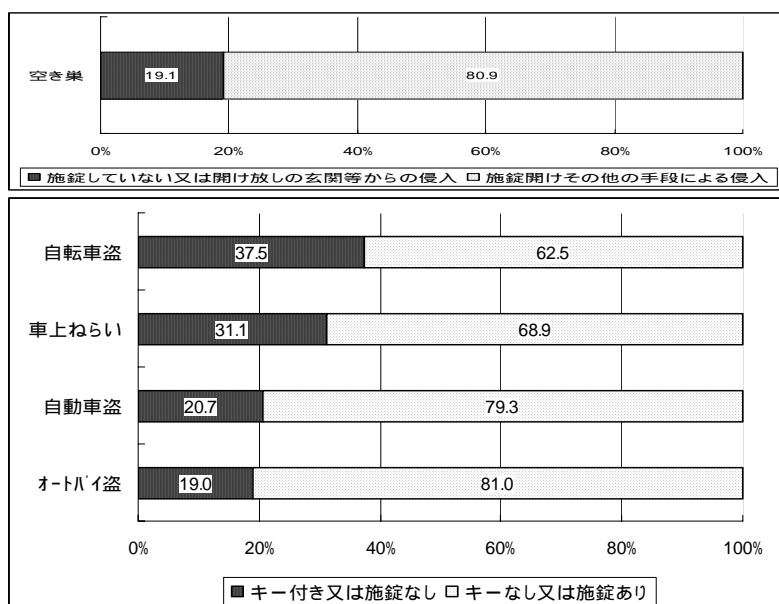


〔資料提供 栃木県警察本部〕

(4) 平成16年中の空き巣被害の住宅並びに乗物盗及び車上ねらい被害の車両の状況

空き巣被害に遭った住宅の状況をみると, その19.1パーセントは, 玄関等が施錠されていませんでした。

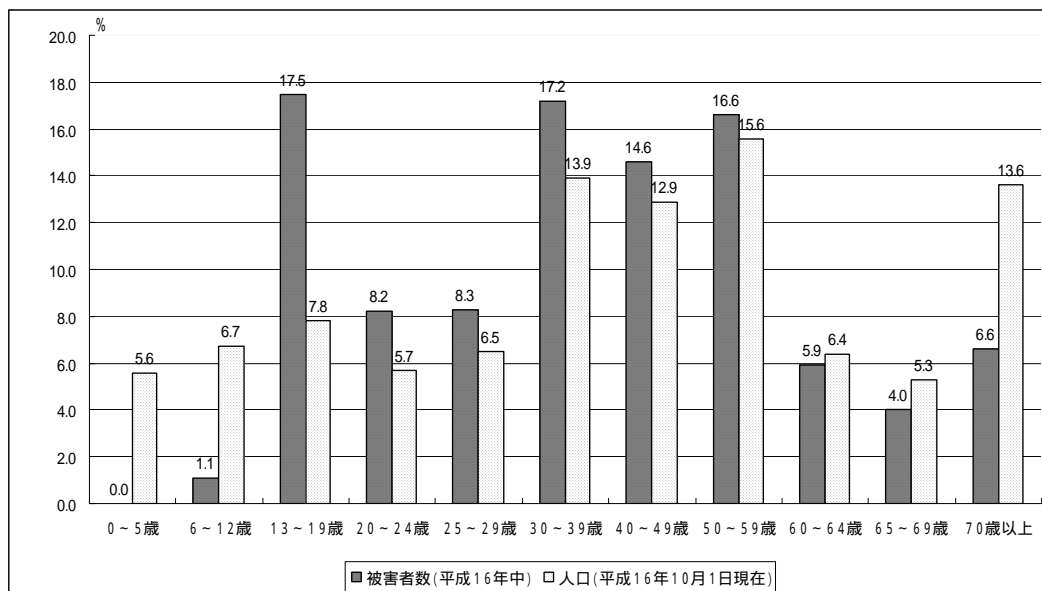
また, 乗物盗と車上ねらいの被害に遭ったときの車両の状況をみると, 自転車盗の37.5パーセント, 車上ねらいの31.1パーセント, 自動車盗の20.7パーセント, オートバイ盗の19.0パーセントが施錠されていない又はキーをつけたままの状態被害に遭っていました。



〔資料提供 栃木県警察本部〕

(5) 平成16年中の被害者数及び人口の年齢別構成比（栃木県）

犯罪被害者と人口の年齢別の構成比を比較すると、13歳から19歳までについて、人口の構成比は7.8パーセントであるのに対し、犯罪被害者では17.5パーセントと人口構成比を大きく上回っています。

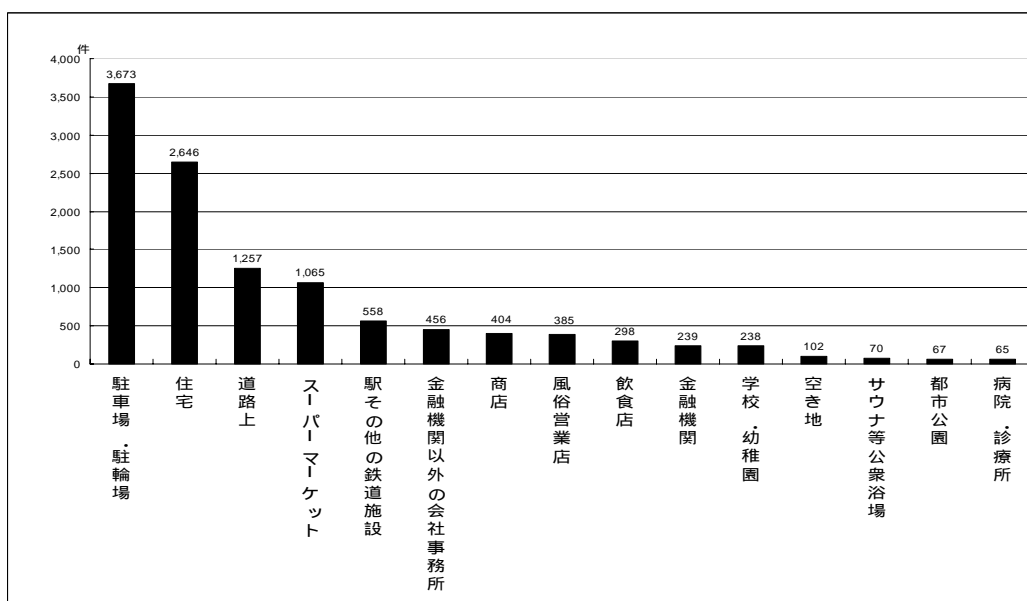


[資料提供 栃木県 栃木県警察本部]

(6) 平成16年中の犯罪の発生場所（宇都宮3警察署の合計上位15位まで）

上位3位の駐車場・駐輪場、住宅及び道路上を合計すると7,576件で全体の64.1パーセントを占めています。

また、本来安全であるべき学校・幼稚園においても、238件が発生しています。



[資料提供 栃木県警察本部]

2 防犯に関する市民意識の状況

平成16年3月に市民3,000人を対象に意識調査を実施し、1,298人から有効回答を得ました。

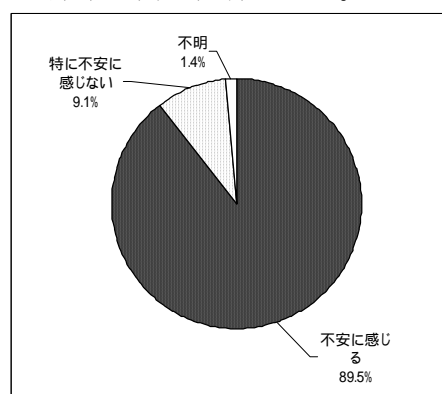
この調査の結果から、市民の犯罪被害への不安感は非常に高く、中でも空き巣など身近な犯罪について不安を抱いている人が多く、市に対しても積極的な取組を望んでいることが分かりました。

また、地域の防犯活動に参加しようとする意識も高いことが分かりました。

(1) 犯罪被害に遭う不安感について

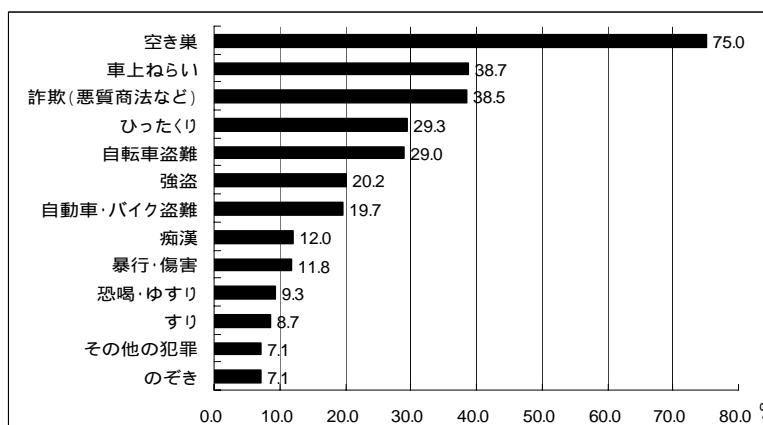
ア 犯罪被害に遭う不安感

日頃、犯罪被害に遭うのではないかと不安に感じている人は、89.5パーセントと非常に高い割合でした。



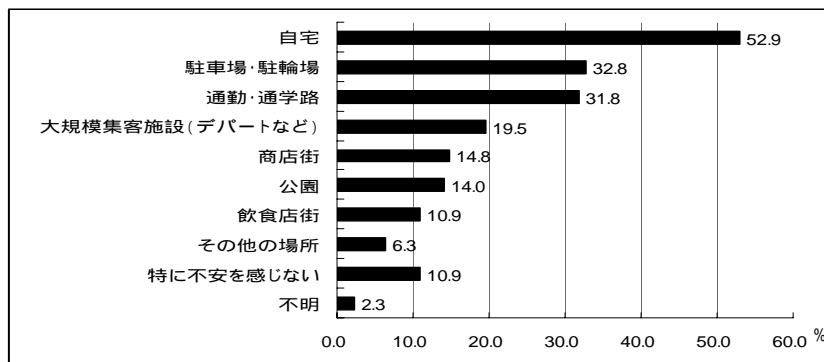
イ 不安に感じている犯罪

具体的にどのような犯罪に対して不安に感じているかについては、空き巣、車上ねらいなどが多くなっており、実際の発生件数を反映しているものと考えられます。



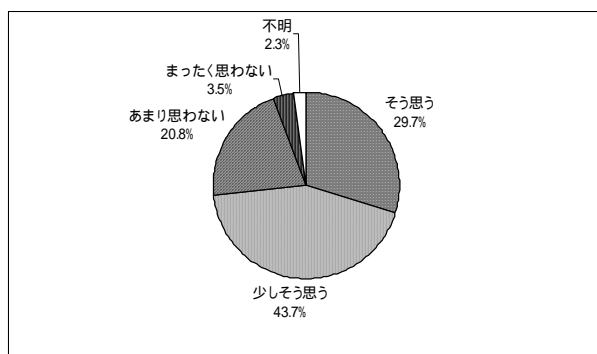
ウ 不安を感じる場所

また、被害に遭うのではないかと不安を感じる場所についても、自宅の割合が最も多くなっていました。



(2) 地域における防犯活動への参加意向等について

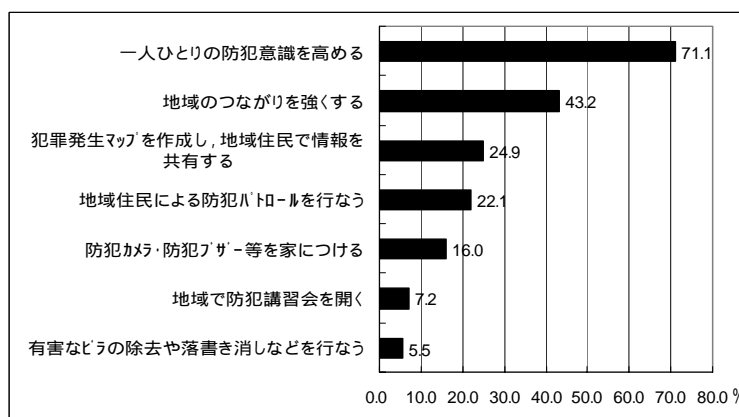
ア 地域における防犯活動への参加意向



今後機会があれば防犯活動に参加したいかを尋ねたところ、そう思うと少しそう思うとの回答の合計は73.4パーセントで、多くの方が参加する意思を持っていることが分かりました。

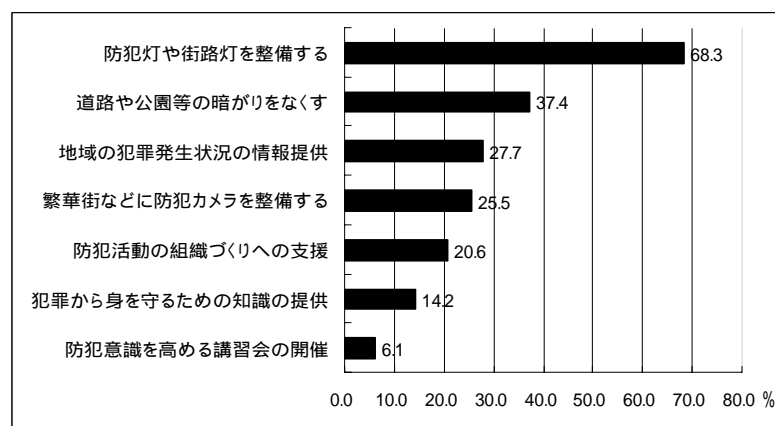
イ 地域で必要な取組

また、地域での必要な取組については、一人ひとりの防犯意識を高めることと回答した人は、全体の7割を超えていました。



(3) 市に対する要望

市に積極的に取り組んで欲しいことについて、多くの市民は、防犯灯の増設や公園などの暗がり解消することなど、夜間の明るさの確保のほか、地域における犯罪発生状況などの情報の提供を求めています。



3 現状の分析と考察

(1) 犯罪発生状況にみる考察

刑法犯認知件数の増加は一定の歯止めがかかったものの、全国、栃木県に比べ、宇都宮市は依然として高い水準にあることや、中核市における人口千人当たりの刑法犯認知件数がワースト8位であることは、防犯の取組のより一層の充実が必要であるといえます。

宇都宮市内で発生した全刑法犯において、その約7割を窃盗犯が占めており、そのうち2～4割は無施錠であったことなどから、僅かな防犯対策を行えば防ぐことが可能であったと思われ、「自ら犯罪を防止する意識」など、市民の防犯に対する意識を高める必要があるといえます。

(2) 防犯に関する市民意識の状況に見る考察

市民の約9割が犯罪被害に遭う不安感を感じながら生活している状況にあることから、市民の不安感を払拭するための取組が必要であるといえます。

地域における防犯活動への参加意向について、7割以上の市民が参加意向を持っており、その必要性を感じていると推測されることから、市民との協働による地域の防犯活動の促進について取り組む必要があるといえます。

市に対する要望について、夜間の明るさの確保を求める事項が高い割合にあること、また、平成16年中の犯罪の発生場所の上位が公共的空間であることから、犯罪の起きにくい環境づくりの取組が必要であるといえます。

4 防犯理論の検証

1980年代以降、欧米では、「犯罪機会論」に基づいた防犯対策がとられるようになり、一定の成果をあげてきました。実際、多くの犯罪が一時的、偶発的な外部的事情の影響で犯される機会犯であるとされており、防犯のためには、犯罪が起きやすい状況（機会）を作らないことが重要といえます。

犯罪は、「加害者」と「被害の対象となる物（者）」のほか、「一定の物理的空間」の3つが揃ったときに発生すると考えられています。この物理的空間とは、周辺に「他者の目」がないことや、犯罪の標的となる建物や人等に容易に近づけることなどが当たります。

犯罪を起こさせにくい、起こしにくいまちづくりにおいては、これらの犯罪が発生する要件のうち「被害の対象となる物（者）」及び「一定の物理的空間」について、犯罪を起こさせにくい状況（機会）を作る取組が不可欠となります。

まず、「被害の対象となる物（者）」については、「¹割れ窓理論」を実践するため、市民が防犯に対する当事者意識を持つこととされています。市民一人ひとりが、自らの安全についてはもとより、自分が生活する地域の安全についても自らの問題として捉え、地域に対して愛着を持ち、関心を高めるとともに、地域における連帯意識を持つことが必要となります。

次に、「一定の物理的空間」については、防犯に配慮した都市環境を整備することとされています。個人の住宅を含めた都市環境について、それぞれの設置者や管理者が防犯に配慮した整備を進めるなど、「²防犯環境設計」に基づく都市環境の整備が必要となります。

1 割れ窓理論

割れた窓を放置すると、次々と窓が割られるといった悪循環を生み出すことで、まち全体が荒廃し、犯罪が増加するという理論

その裏返しとして、地域内の秩序を乱す行為や状態を放置せず、その回復や良好な状態を維持することが、防犯性の高いまちづくりとなることをいう。

2 防犯環境設計

道路等と建物の敷地を物理的に区切ることや、道路等からの見通しを確保する（＝死角をなくす）ことなど、防犯に配慮したまちづくりを行うことをいう。

第4章 計画の基本課題と施策

1 計画の基本課題

計画の目標を達成するためには、現状の把握と考察や防犯理論の検証を踏まえると、「割れ窓理論」に代表されるソフト面の取組と、ハード面としての犯罪の起きにくい環境づくりの取組をバランスよく展開していくことが重要です。特に、ソフト面の取組においては、市民の防犯に対する当事者意識を醸成していくことが必要不可欠であるといえます。

このようなことから、計画の基本課題として、次のような取組を進めます。

● 我がまち意識の醸成

市民の手によって犯罪を未然に防止するため、市民の自らを守る意識や地域における連帯意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な活動を推進することで、自分たちのまちは自分たちで守るという当事者意識（＝「我がまち意識」）を醸成します。

● 防犯環境設計の推進

地域の都市環境の形態によって犯罪が未然に防止できるようにするため、防犯性の高い都市環境を整備することで、地域内の秩序が常に良好な状態で保たれている環境をつくります。

2 計画の重点課題と施策の展開

計画の基本課題として、「我がまち意識の醸成」と「防犯環境設計の推進」の2つを掲げましたが、基本課題を具体化した次の5項目を重点課題として位置付け、それらを解決するための施策を展開していくものとします。

また、施策の展開に当たっては、地域の住民や事業者、警察、関係団体等と連携を図っていきます。

(1) 重点課題

ア 地域における連帯意識の高揚と自主的活動の推進

近年、防犯ボランティアの結成などをはじめとして、地域住民による自主的な

取組が増加している傾向にあり、アンケート結果においても7割以上の市民が、機会があれば防犯活動に参加したいと考えています。

このため、このような活動に対する支援の充実を図り、地域社会の連帯意識の高揚を図るとともに、地域の自主的な活動を推進する必要があります。

イ 啓発・教育の充実

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に対する知識を持つことが最も重要であることから、市民や事業者への啓発活動や講習会等による知識の普及を推進する必要があります。

ウ 防犯パトロールの強化

犯罪を未然に防止する環境づくりを行うため、地域の住民や事業者、関係団体、市職員によるパトロールの充実など、防犯パトロールを強化する必要があります。

エ 迷惑行為の防止と犯罪に強い都市空間の整備

違法駐車、落書き、ゴミの散乱、客引き等が無秩序感・不安感を感じさせ、街の魅力を減退させていることから、まちの景観や秩序の向上に向けた取組を行うとともに、市民の身近な都市空間で犯罪を起こさせないようにするため、公共的施設等について構造の面等から見通しを確保するなどの、防犯性の向上を図っていく必要があります。

オ 学校等における安全対策の推進

学校への侵入事件や、子どもを標的とした事件が多発していることから、子どもたちの日常生活における安全を確保するため、学校等における安全教育や安全管理体制の整備などを推進する必要があります。

(2) 施策の内容

※「◎」は後述する個別重点施策

重点課題	施策の内容
<p>ア 地域における連帯意識の高揚と自主的活動の推進</p>	<p><u>◎地域安全マップの作成支援</u></p> <p>地域と連携して地域への関心を高めるとともに、犯罪が起ころうな場所などの実態を把握するため、ワークショップを開催し、地域安全マップの作成を支援します。</p> <p>➤防犯活動への支援等</p> <p>防犯活動を促進するため、防犯活動マニュアルの作成や、防犯活動を担うリーダーの育成のための講習会の開催、活動経費への財政的な支援を行います。</p> <p>また、既に行われている活動をより効果的なものとするため、各団体の活動事例を収集し、広く提供するとともに、防犯活動に関する相談員を配置します。</p> <p>➤事業者への協力要請</p> <p>事業者に対し、地域の一員として地域の住民と一体となった防犯活動を促進するための、協力を要請します。</p>
<p>イ 啓発・教育の充実</p>	<p><u>◎防犯講習会の開催</u></p> <p>個人で防犯活動に取り組むために必要な知識や技術を普及するため、防犯対策などに関する講習会を開催するほか、地域で開催される会議等の際に講師を派遣していきます。</p> <p><u>◎犯罪発生情報等の提供</u></p> <p>市民の自主的な取組を促すため、犯罪の発生状況や不審者の情報を市のホームページや地区市民センター、地域コミュニティセンターなどを通じて提供するとともに、情報の提供方法の充実を図っていきます。</p>

重点課題	施策内容
<p>イ 啓発・教育の充 実</p>	<p><u>◎犯罪発生情報等の提供</u></p> <p>市民の自主的な取組を促すため、犯罪の発生状況や不審者の情報を市のホームページや地区市民センター、地域コミュニティセンターなどを通じて提供するとともに、情報の提供方法の充実を図っていきます。</p> <p>➤防犯広報・啓発活動</p> <p>「自らの安全は自らが守る」意識の定着を図り、市民や事業者による自主的な防犯活動を促進するため、犯罪の発生状況や効果的な防犯対策などの情報を提供します。</p> <p>➤事業者への啓発</p> <p>従業員への防犯知識の普及や意識の高揚が図られるようにするため、事業者に対し防犯に関する啓発を行います。</p>
<p>ウ 防犯パトロール の強化</p>	<p><u>◎地域における防犯パトロールの強化</u></p> <p>地域における防犯パトロールを強化するため、新規実施主体の開発、「ながら」パトロールの実施、認定パトロール員制度の新設、現在活動している団体への支援などを行います。</p> <p>➤市職員による防犯パトロールの実施</p> <p>広く市民に防犯に対する関心を喚起し、地域における防犯に関する取組を促進するため、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを行うほか、他の業務中の公用車にステッカーを貼付して防犯パトロールを実施します。</p>

重点課題	施策内容
<p>エ 迷惑行為の防止 と犯罪に強い都市 空間の整備</p>	<p>◎<u>くらがりの安全性の向上</u></p> <p>くらがりの安全性の向上を目指し効果的かつ効率的に防犯灯を設置するため、設置基準、及び管理方法の見直しを行います。</p> <p>◎<u>繁華街等における安全対策の推進</u></p> <p>不特定多数の市民が集まる繁華街や駅周辺などにおいて、街頭犯罪や迷惑行為などを防止するため、防犯カメラの設置促進や落書きの消去等の安全対策を推進します。</p> <p>➤<u>道路及び公園における安全対策の推進</u></p> <p>死角をつくらないようにするため、樹木の配置や剪定、照明灯の適正な設置に努めます。</p> <p>➤<u>その他公共施設における安全対策の推進</u></p> <p>本市の公共施設を安全に、安心して利用できるようにするため、死角になりやすい場所や防犯機器、照明灯などの点検を行うとともに、防犯の視点も含めた必要な整備を行います。</p> <p>➤<u>大型集客施設等における安全対策の促進</u></p> <p>駐車場や駐輪場、スーパーマーケットなど犯罪が多く発生する施設を管理する事業者に対し、防犯に配慮した施設の整備を促進するため、必要な要請を行います。</p>
<p>オ 学校等における 安全対策の推進</p>	<p>◎<u>学校等における安全教育の推進</u></p> <p>幼児、児童、生徒が防犯の知識を身につけ、安全に避難する方法等について理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるようにするため、各種の事件や事故を想定した体験参加型による防犯教室を計画的、継続的に実施するとともに、P T A、地域の住民や事業者の参加を促進します。</p>

重点課題	施策内容
	<p>➤学校等の安全管理体制の整備</p> <p>不審者の侵入を防止するとともに緊急の事態に適切に対応できるようにするため、P T A活動等とも連携を図りながら、スクールガードリーダーの配置，子ども110番の家の充実に向けた支援など，学校及び児童福祉施設における安全管理体制を整備します。</p>

4 施策の展開

(1) 共通施策

本計画の目的である「市民の安心感の向上」を達成していくにあたり必要な施策のベースとも言える地域との協働による「安全安心診断」を実施し、その結果を踏まえたうえで、具体的な施策を進めるものとします。

○ 地域の安全安心診断

ア 事業の概要

市、地域の住民や事業者、警察、関係団体等が協働し、地域の安全安心診断（「くらがり診断」「スクールゾーン防犯診断」「コミュニティ防犯診断」）を実施し、防犯に関する当事者意識の向上と危険箇所等の確認・改善を行うことで、市民の不安を解消し、犯罪の未然防止を図ります。

i くらがり診断

地域の公共空間における「くらがり」（人の行動を視認できない程度の照度の場所をいう。）を調査し、それを周辺住民に周知又は「くらがり」を解消することにより夜間における路上犯罪の予防や犯罪抑止を図るとともに、診断を行う過程を通して、地域におけるコミュニケーションの促進を図ります。

ii スクールゾーン防犯診断

学校周辺や通学路などにおいて、生徒・児童にとっての危険箇所や道路施設等における死角、不審者の隠れ場所となりえる場所について、子どもの目線から防犯診断を行うことにより路上犯罪の予防や犯罪抑止を図るとともに、診断を行う過程を通して、地域におけるコミュニケーションの促進を図ります。

iii コミュニティ防犯診断

地域における「人通りの少ない場所や人目につきにくい駐車場などの死角」、「落書きやゴミの散乱場所」、「違法駐車や違法看板の多い場所」、「放火の危険がある場所」などを調査し、それを周辺住民に周知又は行政と地域で解消することにより犯罪の予防や抑止を図るとともに、診断を行う過程を通して、地域におけるコミュニケーションの促進を図ります。

イ 具体的な手法

本来は、市内37地区で組織されている「地域まちづくり組織」単位で実施しますが、いくつかの単位自治会をモデル地区に指定し、試行します。

試行によって、得られたノウハウを標準化し、実施要領を作成した上で、市民協働により本格実施を図っていきます。

ウ スケジュール

平成17年度	モデル地区の選定と試行
平成18年度	診断実施要領の策定
	本格実施

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
実施済数（地区数）	16	—	21	37

(2) 個別重点施策

先に考察した施策の方向の中から、早急に対応すべき施策について、以下のものを重点施策とし、実施していくものとします。

① 地域安全マップの作成支援

ア 事業の概要

共通施策である「安全安心診断」の結果や、青少年行政として実施している「子どものための市民総ぐるみ環境点検活動」等を踏まえ、「夜間一人歩行不適切道路・適切道路」や「子どもの遊び場不適切場所・適切場所」などを地図に落とし込み、周辺住民への周知を図っていきます。なお、地図の作成にあたっては、地域の住民や事業者、警察等関係団体のほか、学校と協働で実施します。

イ 具体的な手法

モデル地区を設定し、市民協働により安全安心診断等を実施したうえで、地図への表示内容や地図の作成方法について標準化を図るとともに、地区住民等への作成マニュアルを作成し、地域が自ら取り組めるような体制を整備してい

きます。

ウ スケジュール

- 平成17年度
- ・モデル地区における安全安心診断等の試行とマップの作成要領の標準化
 - ・マニュアルの作成
- 平成18年度
- ・具体的実施スケジュールの作成（優先順位付け・年次割作成）
 - ・本格実施

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
作成済数（地区数）	17	—	21	37

② 防犯講習会の開催

ア 事業の概要

地区の防犯協会等と連携，協力し，個人で取り組む防犯対策などに関する講習会を開催するほか，地域で開催される会議等の際に講師を派遣します。

イ 具体的な手法

防犯に関する知識や技術を習得できるよう，生涯学習センターや地区コミュニティセンターにおいて，防犯講座を開催するほか，地域の各種団体の会議が開催される際に，講師を派遣し防犯に関する講話等を行います。

ウ スケジュール

- 平成17年度
- ・防犯講座，講話の内容の検討
 - ・生涯学習センター等への開催依頼
- 平成18年度
- ・講師の養成
 - ・各種団体等への開催依頼
 - ・講座開催，講師派遣

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
年間受講者数（人）	17	—	21	3,400

③ 犯罪発生情報等の提供

ア 事業の概要

市内における犯罪の発生状況や不審者の情報について、警察から提供を受け、市のホームページに掲載するほか、地区市民センターなどで提供します。

イ 具体的な手法

毎月、地区ごとに犯罪の発生状況や子どもを対象とした不審者情報を市ホームページに掲載します。また、当該情報を地区市民センター、地域コミュニティセンター等で提供するほか、不審者情報については携帯電話へのメールで配信します。

上記の情報のほか、市民の防犯にかかる自主的な取り組みを促すために必要な情報を随時提供していきます。

ウ スケジュール

- 平成17年度
 - ・提供情報の収集整理
 - ・ホームページ掲載データの作成，掲載，更新
 - ・不審者情報の携帯電話へのメール配信
- 平成18年度～
 - ・提供情報の随時見直し

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
携帯電話メール受信登録者数（人）	17	—	21	4,000

④ 地域における防犯パトロールの強化

ア 事業の概要

i パトロール隊制度の強化

パトロールの新規実施主体の開発や認定パトロール制度の新設、現在活動している団体への支援など、パトロール隊制度の強化を図ります。その際、参加者の継続性を確保するための効果的な手法を検討します。

ii 「ながらパトロール」の推進

散歩を日課にしている住民や配達業務を行っている業者等へその際のパトロールを依頼するなどのいわゆる「ながらパトロール」を推進します。

イ 具体的な手法

i パトロール隊制度の強化

モデル地区を選定し、事業者、青少年育成団体等地域団体に対して、パトロールの依頼を行います。その際、効率的かつ効果的な団体への依頼方法、研修の内容、継続的に実施してもらうための手法を標準化していきます。

また、地域住民や婦人防火クラブなど自主的な活動を行っている団体に対して、警察等関係団体と連携して継続的に支援していきます。

さらに、一定の知識と技術を研修等により習得した者が地域において助言・指導の役割を担う人材として登録する認定パトロール員制度を新設します。

ii ながらパトロールの推進

散歩を日課としている市民や配達業務を行っている業者等に対して、「ながらパトロール」の協力依頼を行います。協力者に対しては、帽子やステッカーなどパトロール員としてのマークを付与します。その際、効率的かつ効果的な依頼方法、研修の内容、継続的に実施してもらうための手法を標準化していきます。

ウ スケジュール

- | | |
|--------|--|
| 平成17年度 | ・依頼団体の選定（パトロール隊）
・「ながらパトロール」の募集方法の検討と募集
・団体等への依頼（研修内容や手法の検討） |
|--------|--|

- ・ 認定パトロール員制度の検討
- 平成18年度
 - ・ 実施と検証（パトロール隊）
 - ・ 「ながらパトロール」の実施
 - ・ 認定パトロール員の登録開始

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
認定パトロール員登録者数 (人)	17	—	21	37以上
「ながらパトロール」協力 者数 (人)	17	—	21	2,400

⑤ くらがりの安全性の向上

ア 事業の概要

通学路など道路の性質と照度等から防犯灯の設置基準を策定します。
現在の自治会管理のあり方を再検討します。

イ 具体的な手法

「安全安心診断」の結果を踏まえて、防犯灯を設置すべき場所、設置する間隔、設置する防犯灯の照度などを内容とする設置基準を策定します。

自治会管理と市の直接管理のメリット・デメリットを比較検討し、将来を見据えたあるべき姿の構築とそれに向けての対応を図ります。

ウ スケジュール

- 平成17年度
 - ・ 管理方法の検討
- 平成18年度
 - ・ 防犯灯設置基準の検討
- 平成19年度
 - ・ 防犯灯設置基準の運用開始
 - ・ 新管理方法の運用開始

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
まちの明るさを不十分と感じる割合 (%)	16	70.4	21	50以下

⑥ 繁華街における安全対策の推進

ア 事業の概要

不特定多数の市民が集まる繁華街や駅周辺などにおいて、街頭犯罪や迷惑行為などを防止するため防犯カメラの設置促進を図るほか、犯罪を許容するサインとなる放置された落書きの消去等の安全対策を推進します。

イ 具体的な手法

「安全安心診断」の結果を踏まえて、落書きの状況を調査し市民との協働により、落書きの消去を実施します。

防犯カメラについては、警察などの関係機関との協議を行い、設置促進のための基準を策定していきます。

ウ スケジュール

- 平成17年度
 - ・安全安心診断を受けての落書き状況の把握
 - ・対応基準の策定，落書き対応
 - ・防犯カメラにかかる関係機関協議
- 平成18年度
 - ・安全安心診断を受けての落書き状況の把握・落書き対応
 - ・防犯カメラにかかる関係機関協議・基準の策定
- 平成19年度
 - ・安全安心診断を受けての落書き状況の把握・落書き対応
 - ・基準の運用

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
市が直接又は支援して防犯カメラを設置した場所（箇所）	16	3	21	6

⑦ 学校等における安全教育の推進

ア 事業の概要

学校等において、各種の事件や事故を想定した体験参加型防犯教室の計画的、継続的な実施を推進します。

さらに、地域ぐるみで学校の安全を確保するため、学校において開催される

防犯教室にPTA，地域の住民や事業者の参加を促進します。

イ 具体的な手法

学校等で独自に実施できる体験参加型防犯教室の仕組みをつくります。

各学校等，自治会と調整を図り，学校等において開催される防犯教室に地域の住民や事業者も参加することができる仕組みをつくります。

ウ スケジュール

平成17年度

- ・学校等で行われている防犯教室の実態調査
- ・体験参加型防犯教室の実施要領の策定
- ・参加方法の検討

平成18年度

- ・学校等，自治会との調整
- ・実施

エ 目標数値

目標指標項目	現 状		目 標	
	年度	数 値	年度	数 値
体験参加型教室開催数	16	—	21	市内小中学校全校で年1回開催

第5章 計画の推進に当たって

1 推進体制等の整備

(1) 継続的で効果的な取組とするための仕組みの整備

地域で行われる各種の防犯活動が効果的、かつ継続的なものとなるよう、地域内の防犯活動団体が活動に関して意見を交換する場や情報を共有できるような地域のネットワークを整備するとともに、警察などの関係団体とも連携を図っていきます。

また、防犯に関して取り組むことが地域のまちづくりにおける重要な課題の一つであることがより一層認識されるよう、市内37地区で組織されている「地域まちづくり組織」に対し働きかけを行っていきます。

さらに、宇都宮市全体で各地域の取組に関する情報の共有化が図れるような仕組みについても整備していきます。

(2) 庁内推進体制の整備

安全で安心して暮らせるまちづくりに関する施策を行う関係課が連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のために庁内推進体制の整備を図っていきます。

2 効率的な事業の実施

この計画の事業実施にあたり、地域と協働により事業を実施する場合においては、防災や交通安全、福祉などの分野において、既に地域で活動が行われていることから、地域の各種活動が効率的に行われるよう、連携、協力していきます。

3 計画の改定について

この計画は、計画期間の中間で評価を行ったうえで見直すこととし、施策についても今後の犯罪の発生状況の変化、市民の意識の変化等により点検・見直しを行い、より効果的かつ効率的な展開に努めることとします。